

新型コロナウイルス感染症対応マニュアル（学生・教職員用）

I 平常時における感染症の予防策のマニュアル（健康状態チェックシート）

新型コロナウイルス感染症に対して、感染対策上重要なのは、誰もがこのウィルスを保有している可能性があることを考えて以下の予防策を厳守してください。

1. 健康状態チェックシート（4/24のポータルサイトに掲載）をNEWにし、毎朝記載してください。

2. 対面授業時の約束事項です。

- ①朝体温測定・自覚症状をチェックし、自覚症状がなく、体温が平熱（37.5℃未満）であることをチェックしてください（持参）。
- ②常時マスクを着用して下さい（2～3個/日）。構内に入る前は、新しいマスクに替えて下さい。又マスク使用による熱中症予防のため、マスクの材質や自覚症状の対応は、適宜みなさんで工夫してください。
- ③構内に入る時にアルコール消毒（常時設置）をし、その後は衛生的手洗い*をし、ペーパータオルで拭いて下さい。洗面所に手洗い方法のポスターを掲示していますので見て下さい。
*衛生的手洗い：コロナウイルスはエンベロープを有するため、石鹸で泡立て、その後流水で30秒間以上洗う。
- ④講義・食事は原則固定席です。換気（6回/時以上）を充分にするため、原則冷房時も約20cm位2か所の窓を開けておきます。おしゃべりは避けて下さい。
- ⑤トイレ使用時はソーシャルデスタンスを守るために出入り口にテープ印とポスターを掲示していますので見て下さい。
- ⑥講義終了後は、各自で机の周りを拭いて下さい（環境クロス設置）。また教室のドアの取っ手、黒板の周り、床掃除は当番で行って下さい。拭いたクロス等はゴミ箱に捨てて下さい。

II 感染を疑わせる症状が出た際のマニュアル（様式1）

発熱、あるいは感染を疑わせる症状が出た際に、このマニュアルを目安として、行動して下さい。毎朝検温し、健康状態のチェックを行って下さい。

1. 発症当日

発熱、咳、全身倦怠感等いずれかの症状がある、あるいは、体温が37.5℃以上ある（無症状でも）。

《対応法》

登校・出勤しないようにして下さい。大学の事務窓口に電話にて報告して下さい。なお電話での連絡が難しい場合は、メールで連絡することも可とします。また以下の事項について報告（以下「**報告すべき内容**」（様式1）とする）して下さい。

- ① いつ頃からどんな症状があったか。
 - ② 同居家族の症状の状況等
 - ③ 発症2日前までの行動に関する情報（職場・会合等への出席状況）
 - ④ 感染者への接触歴の有無
- (1) **発熱を含め症状がある時は、近隣医療機関を受診し、診断名にかかわらず**自宅で安静待機して下さい。不要・不急の外出は控えるようにして下さい
- (2) **発熱を含め強い倦怠感や息苦しさ（呼吸困難）があるときは、専門の「帰国者・接触者相談センター（保健所等）」**に電話連絡して下さい。
- 以降、毎日2回（朝・夕）に検温を行い、体温や症状等を記録するようにして下さい。

2. 発症翌日及び翌々日

1) 症状が消失した時

《対応法》

薬の有無にかかわらず、発熱、咳、全身倦怠感等の症状が消失した翌々日から、出勤・登校は可能。医師の「**治癒証明書**」（診断書でも可）を取得し、事務室に提出して下さい。

2) 依然症状が続いている時

《対応法》

- (1) 発病初日と同様に、上記の対応法に沿って対応して下さい。
- (2) 強い倦怠感や息苦しさ（呼吸困難）があるときは、あるいは、高齢者や基礎疾患がある方、妊婦の方々は、上記症状が2日間以上続いている時、専門の「**帰国者・接触者相談センター**」に電話連絡して下さい。
- (3) 基礎疾患がある方は、主治医への相談も検討して下さい。

3. 発症後4日以降

1) 症状が消失した時

発熱、咳、全身倦怠感等の症状が、医師の「**治癒証明書**」（診断書でも可）を取得できた。

《対応法》

薬の有無にかかわらず、発熱、咳、全身倦怠感等の症状が消失した翌々日から、出勤・登校

は可能。医師の「治癒証明書」（診断書でも可）を取得し、事務室に提出して下さい。

2) 発熱、咳、全身倦怠感等の症状が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならない時を含む）時

《対応法》

専門の「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談して医療機関の受診をご検討下さい。引き続き大学の事務窓口にご連絡して下さい。

Ⅲ 本人が新型コロナウイルス感染症と診断された際のマニュアル（様式2）

ご自身が新型コロナウイルス感染症と診断された際には、完治するまで登校停止・就業禁止としますので、**登校・出勤はしないでください。**

また**診断が確定に至らず経過観察を指示された場合にも、同様に登校・出勤はしないでください。**

医療機関の指示に従い、治療に専念して下さい。

大至急大学の事務窓口にご電話連絡をして下さい。その際に、「報告すべき内容」（様式2）に加え、**発症2週間以内の健康状態チェックシート内容（行動および学内での動線（出勤・勤務や休憩・トイレ等）も併せて報告（様式2）して下さい。**

治癒するまで勤務停止・出席停止として、主治医の許可が出てから、勤務・出席は可とします。

Ⅳ 感染者の濃厚接触者*として特定された際のマニュアル（様式3）

ご自身が感染者の濃厚接触者として特定された際には、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間は、登校停止・就業禁止としますので、**登校・出勤はしないで下さい。**

大学の事務窓口にごメールにて報告か電話連絡（様式3）をして下さい。

この経過で症状がある場合には、「感染を疑わせる症状が出た際のマニュアル」に沿って、対応して下さい。

*「濃厚接触者」とは、「患者（確定）の感染可能期間に接触した者」のうち次の範囲に該

当する者としてします。

- ①患者（確定）と同居あるいは長時間の接触（車内等）があった者
- ②患者（確定）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ③手で触れることのできる距離（約1メートル）で必要な感染予防なしで患者（確定）と15分以上の接触があった者

「患者（確定）」とは、「臨床的特徴等などから新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者」とします。

「患者（確定）の感染可能期間」とは、「発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状（全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛等）が出現した2日前から、隔離開始までの間」とします。